

「(仮称) 甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務
公募型プロポーザル実施要項

平成30年4月

甲府市

1 趣旨

甲府市（以下「市」という。）においては、市産業分野全体の進むべき方向性や目標、重点施策等を定める「（仮称）甲府市産業振興ビジョン」を平成30年度中に策定することとしている。

策定にあたっては、市産業全般に関する現状分析、課題抽出等を行い、それらを踏まえる中で、対応策等を立案していく必要がある。

そのため、本業務の受託候補者を、高度な専門性、技術力、企画力、豊富な知識と適切な業務執行能力を有する事業者から、公募型プロポーザル方式により選定することとし、提案を求めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

「（仮称）甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「「（仮称）甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月15日まで。

(4) 委託上限額

委託料の上限は、4,212,000円（消費税相当額を含む。）とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は委託上限額を超えてはならない。

(5) 協力会社への再委託

ア 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等については、再委託することはできない。

イ 受託者は、アに規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託の相手方との契約関係を明確にし、書面により委託者の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(1) 市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(2) 平成25年度から平成29年度までの間に、国又は地方公共団体の産業振興に関するビジョン（又は計画）の策定に係る業務として、3,800千円以上の業務委託契約の履行実績を有する法人であること。

- (3) 管理責任者は、国又は地方公共団体が実施した産業振興に関するビジョン（又は計画）策定業務（3,800千円以上の業務委託契約）における実務経験があること。
- (4) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。）
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

4 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期間
平成30年4月13日（金）から平成30年4月20日（金）午後5時までとする。
- (2) 提出方法
質問書（様式11）により、電子メールにて提出すること。
メールアドレス sangssm@city.kofu.lg.jp
- (3) 回答方法
平成30年4月23日（月）までに甲府市ホームページに掲載する。
- (4) 留意事項
本要項及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

5 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、書類の作成にあたっては、「（仮称）甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領」に基づき行うこと。

- (1) 参加表明書の提出
次に掲げる参加表明に関する書類を提出すること。

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加表明書	(様式1)
2	会社概要等整理表	(様式2) 会社概要など参考となる資料
3	協力会社に関する調書	(様式3) 該当する場合のみ

4	業務実績書	(様式4)
5	業務実施体制確認調書	(様式5)
6	管理責任者の業務実績確認調書	(様式6)

ア 提出部数

正本1部

イ 提出期間

平成30年4月23日(月)から平成30年4月27日(金)午後5時まで

ウ 提出方法・場所

甲府市役所本庁舎8階 産業部 産業総室 総務課に持参すること。

(2) 企画提案書の提出

次に掲げる企画提案に関する書類を提出すること。

	名 称	様式及び添付書類等
1	企画提案書	(様式7)
2	業務の実施方針・業務フロー・工程表	(様式8)
3	特定テーマに対する企画提案	(様式9)
4	見積書	(様式10) 積算内訳

ア 提出部数

正本1部、副本6部

※A4ファイルに綴じたものを、7部(正本1部、副本6部)及び電子媒体で提出すること。

イ 提出期間

平成30年5月10日(木)から平成30年5月15日(火)午後5時まで

ウ 提出方法・場所

甲府市役所本庁舎8階 産業部 産業総室 総務課に持参すること。

6 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、企画提案者から提出された書類等を「(仮称)甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務受託者選考審査会(以下「審査会」という。)において評価し、総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次点の者を次点交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査

審査は、非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

ア 日時・会場

平成30年5月22日（火） 午前9時～

甲府市役所本庁舎 9階 9-2会議室（詳細は別途通知する。）

※企画提案者が多数の場合は、5月23日（水）となる場合もある。

イ 出席者

3名以内

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーション及び補足説明（20分以内）

プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。パソコン等の機器は持参すること。プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

(イ) 質疑応答（概ね20分）

(3) 審査内容

ア 評価項目と配点

評価項目と配点については、表1のとおりとし合計100点満点とする。評価方法については、価格は「表2 見積書の評価基準」により算出し、価格以外の評価項目については、「表3 企画提案の審査における評価基準」により6段階で評価する。なお、各評価項目のうち、いずれかが0点の場合又は各選考委員の合計点を平均した点数が60点以下の者は、優先交渉権者又は次点交渉権者とししない。

表1 評価項目の配点

評価項目	参加事業者の適格性	業務の実施方針・業務フロー・工程表	特定テーマに対する企画提案	価格
配点	15点	10点	70点	5点

表2 見積書の評価基準

提出された見積書の金額を、次の計算式にて算出し、点数が5点以上の場合は一律5点とする。

$$\text{「価格点」} = \left[\frac{4,212,000 - \text{見積額}}{421,200} \right] \times 4 + 1$$

〔小数点以下第2位を四捨五入〕

表3 企画提案の審査における評価基準

評価	判断基準
5	特に優れている。
4	優れている。
3	平均的な内容である。
2	内容が乏しい。
1	内容が著しく乏しい。
0	不適切な内容である。

イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、価格以外の評価項目の合計点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(4) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、平成30年5月24日（木）までに文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、市と仕様及び価格等を協議の上、市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、市は次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。

7 契約及び支払方法

受託事業者は、市と契約を締結し、受託業務を実施する。なお、市は業務完了後、検査を経て委託料を受託事業者を支払うものとする。

8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合。
- (4) 審査会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
- (5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は市に請求できない。

1 0 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届（様式 1 2）を提出すること。

1 1 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 市に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。

1 2 スケジュール

項 目	期 間
プロポーザル公募開始	平成 3 0 年 4 月 1 3 日（金）
質問受付期間	平成 3 0 年 4 月 1 3 日（金）～4 月 2 0 日（金）まで
質問と回答の公表	平成 3 0 年 4 月 2 3 日（月）
参加表明に関する書類提出	平成 3 0 年 4 月 2 3 日（月）～4 月 2 7 日（金）まで
企画提案に関する書類提出	平成 3 0 年 5 月 1 0 日（木）～5 月 1 5 日（火）まで
プレゼンテーション審査	平成 3 0 年 5 月 2 2 日（火）
審査結果の通知と公表	平成 3 0 年 5 月 2 4 日（木）
契約手続	平成 3 0 年 5 月 3 1 日（木）予定

1 3 連絡先

甲府市 産業部 産業総室 総務課（担当：石川、深澤）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

T E L 0 5 5 - 2 3 7 - 5 6 8 7

F A X 0 5 5 - 2 2 7 - 8 0 6 5

電子メール sangssm@city.kofu.lg.jp